

平成21年3月17日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里巳
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 末次隆裕
次 長 黒川和広
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	角			眞
営	業	部	前	田	敏	美
営	業	部	伊	藤	元	康
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	永	尾	忠	則
北	方	支	岩	永		浄
会	計	管	森		基	治
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
市	民	病	古	賀	雅	章
総	務	課	山	田	義	利
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	橋	口	正	紀
選挙管理委員会	事務局	長	大	宅	敬	一
監査委員	事務局	長	吉	野	孝	一
農業委員会	事務局	長	西	村	益	生

議 事 日 程 第 8 号

3月17日(火)10時開議

日程第1	第25号議案	平成21年度武雄市一般会計予算(質疑・所管常任委員会分割付託)
日程第2	第26号議案	平成21年度武雄市国民健康保険特別会計予算(質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第3	第27号議案	平成21年度武雄市老人保健特別会計予算(質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第4	第28号議案	平成21年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算(質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第5	第29号議案	平成21年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算(質疑・建設常任委員会付託)
日程第6	第30号議案	平成21年度武雄市公共下水道事業特別会計予算(質疑・建設常任委員会付託)
日程第7	第31号議案	平成21年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計予算(質疑・建設常任委員会付託)
日程第8	第32号議案	平成21年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算(質疑・建設常任委員会付託)
日程第9	第33号議案	平成21年度武雄市競輪事業特別会計予算(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第10	第34号議案	平成21年度武雄市給湯事業特別会計予算(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第11	第35号議案	平成21年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第12	第36号議案	平成21年度武雄市交通災害共済特別会計予算(質疑・総務常任委員会付託)
日程第13	第37号議案	平成21年度武雄市病院事業会計予算(質疑・総務常任委員会付託)
日程第14	第38号議案	平成21年度武雄市水道事業会計予算(質疑・建設常任委員会付託)
日程第15	第39号議案	平成21年度武雄市工業用水道事業会計予算(質疑・建設常任委員会付託)
日程第16	第40号議案	武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例(質疑・福

祉文教常任委員会付託)

日程第17 第42号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算(第1回)(質疑・産業経済常任委員会付託)

日程第18 請願第1号 『JR不採用問題の早期解決を求める意見書』の提出を求める請願(質疑・産業経済常任委員会付託)

開 議 10時

○議長(杉原豊喜君)

おはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

日程に基づき議案審議を進めます。

日程第1 第25号議案

日程第1. 第25号議案 平成21年度武雄市一般会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

おはようございます。第25号議案 平成21年度武雄市一般会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算では、歳入歳出予算の総額を185億6,151万6,000円としております。平成20年度当初予算と比較し、額で10億2,773万1,000円の減、伸び率で5.2%の減となっております。これは市税の減収や高利率市債の借換債の減少ほか小学校施設整備費など、事務事業計画に基づく事業費の減少により、20年度当初予算額と比較し予算規模が減少しております。

第2条から第5条までに債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について必要な事項を定めることといたしております。

次に、歳出予算について、新規事業や内容を充実した事業などについて、予算説明書により御説明申し上げます。

予算説明書の(42)ページをごらんください。

2款. 総務費、7目. 災害対策費で、新規事業として災害時における迅速かつ的確な情報収集、伝達を行うため、防災行政無線の整備を行うこととしております。

(45)ページの2項. 企画費では、新たに女性総合相談員を配置し、ドメスティック・バイオレンスなどの被害相談への対応を充実することとしております。

このほか、各町の特色を生かしたまちづくり事業に対する協働まちづくり交付金や人口減少地区への定住を促進するための定住特区補助金などを計上しております。

(60)ページの3款. 民生費、1項. 社会福祉費では、橘町において地域の高齢者を対象に通所サービスなど、地域に密着したサービスを提供する地域共生ステーションの整備が予定されておりますので、これに対する補助を行うことにしております。

(65)ページの2項. 児童福祉費では、乳幼児医療助成制度の充実を行うことにしております。これまで3歳以上から就学前までの幼児については、通院を除き入院にかかる医療費の半額を助成していましたが、今回、通院と入院を含め、一定の自己負担を除き全額対象とし、制度の充実を図ることにしております。

(75)ページの4款. 衛生費、1項. 保健衛生費では、母子保健健康診査の妊婦健診につきまして、これまで5回を無料健診としておりましたが、14回にふやし、母子保健事業の充実を図ることにしております。

また、(78)ページでは、21年度から新設する戸別浄化槽事業特別会計の繰出金をお願いしております。

(79)ページの2項. 清掃費では、ごみの減量化に取り組む地域に対し、ごみ減量特区への補助事業を新設し、ごみの減量化の取り組みの拡大を図ることにしております。

(86)ページの6款. 農林業費では、イノシシ関連事業として武雄市有害鳥獣広域駆除対策協議会への負担金を増額し、被害対策事業を拡大するとともに、イノシシ肉を資源として活用し、特産品として地域ブランド化を図るための経費をお願いしております。また、レモングラスについても引き続き商品開発、市場調査などを行うとともに、その効用について研究を進めることにしております。

このほか、農林業費では、農業機械の導入などに対する補助や農林業、ため池の整備などの基盤整備を引き続き推進することにしております。

(94)ページからの7款. 商工費では、企業立地等奨励金、商店街魅力づくり促進事業費補助金、観光客誘致対策補助金のほか各種イベントへの補助、保養村などの観光施設の管理に要する経費などをお願いしております。

8款. 土木費では、(100)ページから2項. 道路橋梁費で道路維持費を増額し、市道の補修や側溝整備を進めるとともに、主要道路整備費で引き続き山内町の白水唐原住宅線、西川登町の長谷小田志線の整備を行うとともに、21年度からの新規路線として朝日町の武雄高橋線の整備を行うことにしております。

このほか、過疎対策事業費として北方町の白仁田線の整備を行うことにしております。

(106)ページからの4項. 都市計画費では、旧山内町、北方町を含めて都市計画区域を見直すため、建物などの調査に要する経費のほか、県が行います佐世保線連続立体交差事業への負担金、街路事業で中野御船山線整備に係る建物調査に要する経費などをお願いしております。

(119)ページ、10款. 教育費、3項. 小学校費では、橘小学校屋外便所・プール更衣室改

築工事、西川登小学校校舎大規模改造第2期工事など、学校施設の整備費に重点的に予算の配分を行っております。

(124)ページの4項、中学校費では、武雄中学校改築工事に備えて、仮設校舎の借上料をお願いしております。

(128)ページの5項、社会教育費では、自治公民館の改築等への補助や史跡おつぼ山公有化事業に要する経費ほか、文化会館の営繕工事費などをお願いしております。

(142)ページの12款、公債費では、昨年度に引き続き高利率で借り入れている市債の繰り上げ償還を行うことにしております。

以上、歳出の主な事業について御説明申し上げましたが、現下の厳しい経済情勢に対応するため、事務事業計画の別枠として市道の維持補修費、農林道、ため池の整備費、学校体育施設の営繕費など事業費を増額し、景気雇用の拡大を図ることにしております。

なお、これら歳出を賄う財源といたしましては、市税、繰入金等の自主財源として歳入総額の37%に当たる68億6,443万8,000円を計上し、地方交付税、市債等の依存財源では歳入総額の63%に当たる116億9,707万8,000円を計上いたしております。

以上で第25号議案 平成21年度武雄市一般会計予算についての補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第25号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

歳出のほうから幾つか聞いておきたいと思います。

2款2項1目の武雄市まちづくり応援基金積立金、これは費目存置してありますね。これは21年度にどういう事業を展開されていきますか、総務委員会で論議されますので詳しくはそこでいいですけども、どういう事業を展開されていくのか、説明をいただきたいと思います。

それから、まちづくりに関して言えば協働まちづくり地域交付金、これが3,000万円、それから人づくり・まちづくり補助金700万円、まちづくり活動支援事業補助金60万円、それぞれ計上されているわけです、約3,760万円ですか。このまちづくり、人づくりというのは総務費に上がっているわけですけど、どういう——もちろん継続している部分もありますが、21年度の事業計画を出していただきたいと思います。

それから、3款の民生費で高齢者実態把握業務委託料、これが1,404万円計上されていますね。もちろん今、高齢者の置かれている実態をきちんと把握しているというのは当然の業務なんですけれども、これをずっと継続してやっていかれるのか、21年度の特別事業なのか、そこを答弁いただきたいと思います。

それから、4款2項3目のし尿処理費の中にある汚泥搬出処分委託料2,362万円、それか

ら、これは土木費ともかわりがありますけれども汚水処理施設維持管理業務委託料、これが8款、土木費の中に計上されております。これは業務委託料なんですけれども、これは恐らく中野住宅、山下住宅等々の公共施設の排水処理施設の維持管理業務委託料ですけれども、これは入札されてきているのか、この間ずっと同じ業者が随契みたいな形でやっておるんじゃないですか、その理由等々を説明していただきたいと思います。

それと、6款の農林業費、その中の農業振興費ですけれども、イノシシ対策事業（武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金）、予算説明書では(86)ページですね、800万円計上されております。この事業内容、それから、今後ずっとこれは——昨年から、イノシシ対策から問題が出てきて、4月からイノシシ対策課をつくるということが市長の意欲的な事業として随分紹介されております。これはずっとこれから継続されていくのかですね。この武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会というのは民間団体ですよ。これへの補助金だろうというふうに——負担金ですか、負担金となっていますので、そこの説明をいただきたいと思います。

それからもう1つ、農業振興費のレモングラス共同研究負担金120万円上がっていますね。この共同研究した場合に相手があることだし、行政と民間と、あるいは学識経験者等を入れて共同研究されていくのか、その事業内容と相手方といいますかね、共同研究の対象といいますか、そこら辺を説明いただきたいというふうに思います。

それから、7款、商工費、これは杵島工水の問題でいろいろ聞いておりましたけれども、1項1目、杵島工業用水道企業団事業負担金2,100万円、これは事業所は江北町にありますね。杵島工水の事業というのは、今どういうふうに武雄市に展開されているのかですね。旧武雄市はかわりないかもしれませんが、北方町との関係ですね。杵島工水と武雄市の事業との関係で2,100万円負担金となっていますので、説明をいただきたい。

同じ商工費の2目の企業立地等奨励金、2,159万円上がっております。21年の対象企業、固定資産税の減免だといろいろありますよね。そういう点での対象企業といいますか、どういうふうに奨励されていくのか、答弁をお願いしたいと思います。

それから、歳入のところで1点だけ聞いておきます。

1款1項2目、法人市民税が3,200万円減になっています。これは今の不況の反映だろうと思うんですけれども、均等割で1,180件、1億4,020万円計上されておりますけれども、これは1号法人から9号法人で3,200万円の法人市民税の減ということになりますと、この1,180件というのは前年と比べて今の不況の実態がこの数字にあらわれていると思いますけれども、1号法人から9号法人の中で事業をやめたとか倒産したとか、そういう今の不況の、全国的に不況なわけですけれども、武雄市への影響力がこういう形で出てきているのかなというのが見えてきますので、中身を教えてほしいというふうに思います。

もう1つ、6款、地方消費税交付金、これが7,700万円減額になっていますね。これも地

方消費税ですから、いわば国民の消費にかかわる状況がここに反映されていると思うんですけども、7,700万円の減になっていますので、武雄市における消費の冷え込みといたしますか、そういう点では前年度何%減という統計的なものがあると思いますので、答弁をいただきたいと思えます。

とりあえず以上です。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

おはようございます。お答えいたしたいと思えます。

まず、武雄市まちづくり応援基金積立金でございますが、これにつきましてはふるさと納税の分でございます。平成20年度のふるさと納税について簡単に御説明いたしますと、県内、県外合わせて9名様から寄附がっております。107万4,000円の寄附がございまして、これは補正のほうでお願いしたかと思えますが、基金に積み立てております。

今年度も基金に積み立てるということで予定いたしております。

それから、人づくり・まちづくり補助金でございますが、これは文化交流、スポーツ交流、これで県外に出られる場合には旅費、宿泊費の一部を補助するというにいたしております。この費用でございます。

協働まちづくり地域交付金でございますが、これにつきましては旧町の各まちづくり推進会等が計画した事業について補助するものでございまして、これは平成20年度から実施いたしております。20年度につきましては、東川登町のまちづくり推進協議会に支出いたしております。今年度は3団体程度を予定いたしておりますが、多く出た場合には補正ということになろうかと思っております。

それから、まちづくり活動支援事業補助金でございますが、これは佐賀県まちづくり活動支援事業の採択を受けた事業に対して、県が補助する額の4分の1を補助するというものでございます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

そしたら、農林業と、それから商工費関係について説明したいと思えます。

まず、イノシシの関係です。ページが(86)ページの一番上の行でございますが、武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会の負担金でございます。これについては、従来からこの協議会に負担金を出してございまして、前年度までは大体三百四、五十万の負担でございましたが、ことしが800万円ということで、ことしは特に昨年のいのしし会議を受けまして電気さく、

あるいはワイヤメッシュ、そこら辺について国の国庫補助の事業を取り入れるということで、これは2分の1ですが、その事業費が約、国庫補助が1,356万円ぐらいでその倍ぐらいありますので、協議会そのものの予算規模が754万円が3,630万円ぐらいに大幅にふえているということで、その分、武雄市の負担も三百四、五十万から800万円にふえているということでございます。

あと中身については、先ほど言いましたように駆除対策の猟友会への捕獲の委託料、あるいは電気さく、ワイヤメッシュさくの設置に対する助成でございます。

それから、次のレモングラス関係については、そのイノシシの三、四行下のほうのレモングラス共同研究負担金の120万円でございます。これについては、ことしから九州大学との共同研究をやるということで、研究の課題については、レモングラスの機能性の研究ということで食品、あるいは特定保健食品としての機能を分析するものでございます。特に最近の生活習慣病の予防関係のために研究をするということで、今回の120万円につきましては、事業費の中の直接必要な資材の購入費関係についてうちのほうが負担をするということで考えております。

それから、3つ目の杵島工水の2,100万円の負担です。(94)ページの中ほどの負担金補助の中の杵島工水の事業負担金の2,100万円でございます。これについて設置の必要が江北町と、それから大町町と旧北方町ということで武雄市が引き継いでおりますが、負担についてはそれぞれ3市町とも2,100万円の負担になっております。これについては建設費の元金の償還金が二十四、五年ぐらいまでありますので、同額で負担をしております。

それから、次の企業立地の奨励金でございます。これについては、(95)ページの企業立地等奨励金2,159万5,000円、これについては若木の工業団地に立地しております豊田合成と昭和金属の固定資産の分の奨励金でございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

まず、御質問の衛生費の件ですが、汚泥搬出処分委託料、これはし尿処理場から出ます汚泥について最終処分を委託する分でございます。市内あるいは県内には最終処分場がございませんので、今県外の業者に対して処分を委託しているという状況でございます。

それから、住宅関係の分ですが、住宅の浄化槽の委託料でございますが、今住宅関係では第二山下、あるいは中野、栗原、下山、西杵と、この5住宅に対して委託をしているわけですが、これはすべて市内業者で入札をしているという状況でございます。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

高齢者の実態把握調査委託料について御説明申し上げます。

これは武雄市内の65歳以上のお年寄りの方、約5,200人を対象に在介に、要するに施設のほうに委託します。そして、要支援1、2の方を選出して、介護の程度がいかないような事業を展開するのを対象としております。毎年これは65歳以上の方について調査しております。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

歳入についての御質問にお答えいたします。

まず、法人市民税でございますけれども、均等割につきましては昨年が1,165件、21年が1,180件と若干ふえております。ただ、やはり景気の冷え込みということで、電気・ガス関係、鉄鋼関係、自動車関係、こういった事業所の落ち込みというのが、この法人税の落ち込みに影響を与えているところでございます。

それから、地方消費税の7,700万円の減でございますけれども、これは昨年と比較しまして、当初予算に比較しまして16.1%の減、これは20年度現の決算見込みを参考にしながら、それと最近の動向を勘案してこういった数字になっております。やはり消費の落ち込みというのは、否めない事実であろうというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

農林業費の中のイノシシ対策費と、それから畜産振興費の予算の中で気になったのがありますが、有害鳥獣広域駆除対策協議会に対する負担金の話は今説明がありました。ただ問題は、この後に出てくる畜産振興費の中に関係するんですけれども、有害鳥獣の中には当然イノシシのことを想定してしてある項目だと思んですけれども、死亡鳥獣等の処理対策ということは、死亡した後に処理するということでしょう。その点が1点ですね。

それからもう1つは、実は死亡させんと死亡しないわけですから、死亡したときのその処理の仕方の、いわゆる切迫ですね、血を抜く処理、その件に関するものもこういう予算の中に入ってきているわけですか。その点をちょっとまず1点お尋ねします。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

(87)ページの死亡獣畜処理の対策でございますが、これについてはイノシシじゃなくて牛とか豚とか、病気とかそういうとで亡くなったときの処理に対する助成でございます。中身

については搬送料、これは牛、豚によって単価が違いますけれども、あと処理料、これについても単価が違います。そういうことで、病気とかそういうとで死亡した分を処分するための補助金でございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

タヌキとか猫とか犬とかそういうのもですけども、猪突猛進というぐらいならイノシシだって結構死んでいるんじゃないですかね。車がはねるとか、そういう状況でしょう。そういったのに関連して、実は私が言うのは、笑い事じゃないですもんね。大事なのは、イノシシの処理をした場合、結局あそこで屠殺はしないわけでしょうから、そうなったときに、いわゆるわなをかけたか、処分して血を抜くわけですよ。問題は血を抜いたときに、切迫行為がなければ食肉としては認めんという法律的な制約があるはずなんです。獣医さんたちはきちっとそこを徹底的に調査されます。

武雄の屠場を廃止するときに大きな問題があったんですよ。そういうときに血を、そういうのを流すとか、いわゆる鳥獣類を処理するということは非常に社会的な問題として、武雄市の屠場はそれがいわゆる差別につながって、やっと武雄屠場を廃止して移転したという、非常に大きな歴史的な問題があった経過があるわけですよ。それは市長以外の方はほとんどみんな御存じだと思いますよ。

そういうふう非常に苦労した中で、そういう処理した後ですね、いわゆるそういう鳥獣類の肉ですか、食肉としてイノシシのそういうのを物産化というのですか、そういうふうなものを食品化を図っておられる。そのこと自体がとうこうじゃないんですけども、そのときに出てくる汚物等の処理が、そういうふうな屠場の処理をするときにつながるケースが出てくるとすれば、今1頭か2頭か処理するときは問題ないでしょうけれども、これを武雄市の特産としてするとしたときに、あの処理施設がそういうふういろんな影響があるとすれば、今のうちに予算を組んでおくべきじゃないかと、この予算でいいのかどうかということが気になったものですから、あえてお尋ねをしているわけです。そこらの経緯を踏まえて、詳しく説明していただきたいと思います。

知っている人はいるでしょう、屠場廃止に伴ういろんな苦労が武雄市にあった場合、この屠場もいわゆる鳥獣類は間違いないわけですよ。イノシシも豚の一種ですから、考えてみると。そこらを詳しく説明してください。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

先ほどの畜産業費の補助金については、さっき言いましたように牛と豚の処理の費用でご

ざいます。

それで、お尋ねの加工センターの中での処理でございますが、肉等の残渣については、長崎の業者のほうに引き取ってもらって肥料等にされるということで、あと排水につきましては国道沿いに農業集落排水をしておりますので、そっちのほうに流して処理をしてもらうということで、例えば河川とか、そういうところへの放流はないということで考えています。

それから、加工センターの許可については、保健所のほうの許可をとって加工するということになっております。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

ちょっと私の質問した意図と違うような答弁の気がしますけれども、それは一応ですね。この処理施設そのものをつくることについて、いいとか悪いとかということでの論議をしているわけじゃございません。それからまた、それを加工して食品とかそういうものに、いわゆる名産として生かそうとか、そういうものについてのいわゆる異論で話をしているわけじゃございません。問題は、そういうふうな目標に向かってきちんとしようとするのに、ほかの面でトラブルが起こったらいかんものですから確認をしているわけですよ。

要するに、切迫するんでしょう。当然切迫しないと、生きたものを持ち込まないということですから切迫する。切迫するときのいろんな条件とか、そういうものがあるわけですよ。きょうは獣医の経験のある議員はいらっしゃいませんけれども、前の藤山議長あたりがその点非常に気にいらっしゃいましたけれども、そういった切迫する状況、そういう状況の処理はどういうふうな格好でやって、切迫した形で、じゃ何時間以内にそこに運んでくるかとか、そういう経過についてですね。しかし、いつも山の中に保冷車を持っていくわけじゃないわけですから大変でしょうけれども、そこらについての段取りは予算上どこについているかということをお聞きしたいからお尋ねをしているわけです。前向きに考えるとき、そういう問題があるんじゃないかという問題提起も含めてお尋ねをしていますから、そこらを丁寧にですね、切迫の問題から説明してください。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

〔30番「切迫の用語から言われていいですよ」〕

○前田営業部長〔登壇〕

イノシンについては、捕獲をして現地で屠殺をして、そして30分以内に加工センターに持ってきてもらうということで、加工センターでは当然、時間がたてば肉があれしますので、氷等ですぐ冷やして、冷却をして処理するというので、その処理の費用については今回の予算の中には入っておりません。

[30番「ちょっと説明不十分で、議事進行です」]

○議長（杉原豊喜君）

議事進行は、議長に対する質問ですので、質疑の回数には入りません。

[30番「違います。私が言うのは、説明が不十分だから聞きたいと」]

議事進行でどうぞ、そしたら。

[30番「よろしいですか」]

はい。私に対してですね。

[30番「はい」]

○30番（谷口攝久君）

議長にお願いですけれども、議事進行で申し上げたいのは、今切迫の状況で30分以内に搬送すると、そういうことしか職員としてはされないということでございますけれども、私がお尋ねしたのは、切迫の状況の中で、だれが立ち会って切迫の状況から、いわゆる捕獲して処理した状況を詳しく説明してほしいということ、その説明があっていないから詳しく説明するように議事の取り計らいをお願いしたいという意味です。

○議長（杉原豊喜君）

今の議事進行についてですけど、私に対する質問ということで受けとめさせていただいて、あとは猟友会の方が対応されると思いますよね。そこら付近のなれた方とか、切迫とか……

[30番「いや、議長は答弁せんでいいです」]

いや、私に対する質問でしょう。

[30番「そういう答弁を求めてくださいという、議事の進め方をお願いします」]

今の議事進行については、谷口議員、後から担当部より詳細にわたって説明をさせるということでもいいですか。

[30番「もういいです」]

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

質疑するつもりはなかったんですけども、結局、今谷口議員がおっしゃっているのは切迫、昔はへい獣——病死かれこれで獣医がちゃんと切迫せんぎ受け取りやらんやったですね、肉としては。そういう食肉もかれこれあるわけですよ。だから、それとイノシシとは全く違うんですね。違います。恐らく、受けないと思うんですね。しかし、全体的に見たら、そういうこともあるからという話で聞かれたと思うんですね。

だから牛、豚ですか、食肉用販売にやるときには、前は屠殺場に持ってくるときは、死んだとき持ってくるのは獣医さんが切って、切迫して、そして血を流して持ってきよったですもんね。今は恐らくそれ禁止になったと思うんですね。真っすぐ持ってこにゃいかんごとになっておる。そういう一つの流れがあるんだと、食肉の厳しさなんですね。片一方で、今イノ

シシを始めるから、そこら辺はちゃんと用心しとかにやいかんですよという質問だと思しますので、そこら辺を踏まえて委員会でぜひ論議していただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

わかりました。その対応は担当のほうにさせます。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

付託区分は、お手元に配付の分割付託区分表のとおりでございます。よろしく願いいたします。

日程第 2 第26号議案

日程第 2. 第26号議案 平成21年度武雄市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

第26号議案 平成21年度武雄市国民健康保険特別会計予算について補足説明を申し上げます。

平成21年度国民健康保険特別会計予算をお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出をそれぞれ56億8,177万3,000円と定めるものでございます。

第 2 条で、地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を 2 億円と定めるものでございます。

それでは、平成21年度国民健康保険特別会計予算説明書をお願いいたします。主な改正点についてのみ説明させていただきます。

歳入ですけど、まず歳入の改正分です。(3)ページ及び(4)ページです。

1 款. 国民健康保険税につきましては、1 目の一般被保険者国民健康保険税、2 目の退職被保険者等国民健康保険税に、後期高齢者医療制度が 2 年目となり、後期高齢者支援金の滞納分として、1 目及び 2 目にそれぞれ 5 節の後期高齢者支援金分滞納繰越分を費目として新たに設けております。

続きまして、歳出での改正点でございます。

(14)ページをお願いいたします。

2 款. 保険給付費、2 項. 高額療養費、3 目. 一般被保険者高額介護合算療養費及び 4 目. 退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、法の改正により新たに費目を設け予算を計上いたしております。この高額介護合算療養費制度とは、国民健康保険の加入者と同じ

世帯内で国民健康保険と介護保険の両方の給付を受けることにより自己負担額が高額になったとき、負担を軽減するために双方の保険の自己負担額の年間分を合算し、自己負担限度額を超えた分を支給する制度でございます。医療保険、介護保険の自己負担の比率に応じて、健康課の窓口により支給されます。

詳細につきましては、きょう事務方の会議があるようになっておりますので、これにつきましては市報等を通じて、市民の皆様にはPRしたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第26号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第3 第27号議案

日程第3. 第27号議案 平成21年度武雄市老人保健特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

第27号議案 平成21年度武雄市老人保健特別会計予算について補足説明を申し上げます。

平成21年度武雄市老人保健特別会計予算書、1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,237万9,000円と定めるものであります。

老人保健につきましては、昨年度の医療改革により制度が廃止されておりますが、月おくれ請求、医療費に対する疑義などや医療費の請求が2年間の間とされております。よって、事務上の処理として予算を計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第27号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第4 第28号議案

日程第4. 第28号議案 平成21年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

第28号議案 平成21年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算について補足説明を申し上げます。

平成21年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算書、1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出をそれぞれ5億8,292万5,000円と定めるものでございます。

それでは、平成21年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算説明書より主なものについて説明させていただきます。

(3)ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、1款、後期高齢者医療保険料につきましては、保険者である佐賀県後期高齢者医療広域連合において、被保険者均等割1人当たり4万7,400円、所得割は8.8%と定められております。特別徴収保険料及び普通徴収保険料を合わせて4億848万6,000円と見込んでおります。

歳出につきましては、事務費等を計上いたしております。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第28号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5 第29号議案

日程第5. 第29号議案 平成21年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

第29号議案 平成21年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

農業集落排水は、川内地区が平成20年度で完了し、現在8地区が稼働しております。本議案は、その維持管理費を計上させていただいております。

予算書の1ページ、第1条、及び2ページ、3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,017万8,000円と定めるものでございます。

1ページ、第2条、及び4ページの第2表 債務負担行為は、水洗便所等改造資金の融資金につきまして借入者とその連帯保証人が債務を履行しなかった場合、金融機関が受けた損失を武雄市が補償することとしているために債務負担をお願いするものでございます。

それでは、予算の内容について御説明いたします。

歳入の1款1項1目、農業集落排水処理施設使用料は、供用開始しております8地区分を計上しております。

(7)ページ以降の歳出について御説明申し上げます。

1款1項1目、一般管理費の19節、負担金補助及び交付金は、水洗便所等の改造資金について融資金を繰り上げ償還された場合の利子助成金を、27節、公課費は、消費税還付金を計上しております。

1款1項2目、施設管理費の11節、需用費の光熱水費は、8浄化センターの電気料及び水道料でございます。

12節、役務費の通信運搬費は、中継ポンプ等処理施設の電話代、手数料は各浄化センターの汚泥くみ取り料等でございます。

13節、委託料の管理業務委託料は、各浄化センターの管理業務委託料でございます。

15節、工事請負費は、中継ポンプのオーバーホールや受託工事等を計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第29号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第6 第30号議案

日程第6、第30号議案 平成21年度武雄市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

第30号議案 平成21年度武雄市公共下水道事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

公共下水道は、平成19年12月に川端地区を供用開始し、本年4月に本町、蓬萊町、松原の一部を供用開始することとしております。その維持管理費を計上させていただいております。新年度の工事は、浄化センターの場内整備及び宮野町、内町、中町、西浦地区の枝線管渠工事費等を計上させていただいております。

予算書の1ページ、第1条、及び2ページ、3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,337万円と定めるものでございます。

1ページ、第2条、及び4ページの第2表の債務負担行為は、水洗便所等改造資金の融資金につきまして借入者とその連帯保証人が債務を履行しなかった場合、金融機関が受けた損失を武雄市が補償することとしているために債務負担をお願いするものでございます。

1 ページ、第3条、及び5ページの第3表 地方債は、公共下水道に対する下水道事業債について、起債の目的と必要な事項を定めるものでございます。

それでは、予算の内容について(3)ページから御説明いたします。

歳入の1款1項1目、公共下水道施設使用料は、供用開始している分の使用料でございます。

2款1項1目、公共下水道事業受益者負担金は、本年4月に供用開始を予定しております本町地区などの受益者負担金でございます。

(4)ページ、3款1項1目、土木費国庫補助金は、新年度の補助対象事業に対する補助金及び交付金でございます。

(5)ページ、7款1項1目、下水道事業債は、補助対象事業と起債対象単独事業に対する下水道事業債でございます。

(6)ページ以降の歳出について御説明いたします。

1款1項1目、一般管理費の11節、需用費の光熱水費は浄化センターの電気料で、12節、役務費の手数料は汚泥の処分費でございます。

13節、委託料は、浄化センターの管理業務や水質検査業務委託料でございます。

19節、負担金補助及び交付金は、水洗便所等の改造資金について、融資金を繰り上げ償還された場合の利子助成金を計上しております。

1款1項2目、事業費の13節、委託料は、日本下水道事業団への処理場詳細設計業務委託費を計上しております。

15節、工事請負費は、宮野町、内町、中町、西浦地区の管渠布設工事費を計上しております。

22節、補償補てん及び賠償金は、管渠布設に伴う水道管の移設補償費でございます。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第30号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

(3)ページの歳入のところですけども、400万円の公共下水道施設使用料・現年度分が入っていますね。供用開始した分、その分の市が事業の利用対象世帯、大体これぐらい入ってほしいという対象世帯に対して400万円というは何戸加入されたのか、進捗状況をその数で知りたいわけですよ。

もう一つ、1,375万円の公共下水道受益者負担金、これは今年度供用開始する分の受益者負担金だということですけども、大体、区域内でどれぐらいを対象として、そして進めていこうと、促進のほうも考えておられるでしょうから。400万円という歳入が対象世帯幾らに対して何世帯加入してもらったと、供用開始しているわけですからね、その数を出してい

きたい。進捗率、市がこの程度いってほしいと考えているんだけど、実際にはこうだという、あるいは予想以上の加入なのか、そこら辺は数字の裏側にあるものを出していただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

使用料の400万円でございますが、今、既接続分としては41件ございます。それに対しまして、21年度供用開始分としましては32件、それで未接続分が2件ございますが、計の75件について使用料収入を見ております。その75件に対して399万9,000円という形で使用料は見ておりまして、受益者負担金は今回114基の15万円を計上させていただいております。その中で、114基の中で支払いが8割ぐらいはあるだろうという形での今計上をさせていただいております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

もう1つ聞いておるでしょう。75件が400万円のいわば積算根拠になっているわけですね。

もう1つ聞いたのは、一部供用開始して、例えば、100件が対象になっているというのを市が促進してくれよるんですね。そのうち75件とか、分母の分ですよ。市がいわば促進していく上で目標を持っておられるわけでしょう、そこが市が考えていた計画と現在の進捗と比べてどうなんですかと、おかれているところ、あるいは意外と加入者がふえたとか、そういうのを知りたいということで質問しているわけですけども。分母はわかるでしょうもん、そがん難しい話じゃなかろう。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

今、供用開始しておりますところでの公共ます設置基数は27基設置しております。そのうちで接続が完了している分が15戸、それで今接続率は55.6%というふうになっております。

○議長（杉原豊喜君）

対象戸数、100件のうちに40件とか、そういう。（「今この分は27戸で15です」と呼ぶ者あり）27で10。（「いや、15です」と呼ぶ者あり）こっち下のほうは、負担金のほうは。負担金の一千何百万の総対象者はどれぐらいかと。そのうちの分母をと言いよんさあ、分母を。
松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

今回、供用開始する地区につきましては、公共ますの設置基数は114基でございます。そ

れの中で今回、負担金として計上しているものはその8割、99上げております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第7 第31号議案

日程第7. 第31号議案 平成21年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

第31号議案 平成21年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

今回の予算は、今議会に提案しています第1号議案に伴いまして、戸別浄化槽の設置、使用及び管理について必要な予算を計上させていただいております。本年度の浄化槽設置基数は120基を見込み、その設置工事費と既設浄化槽の寄附見込み分と本年度設置分を合わせた維持管理費等を計上させていただいております。

予算書の1ページ、第1条、及び2ページ、3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,350万1,000円と定めるものでございます。

1ページ、第2条、及び4ページの第2表 債務負担行為は、水洗便所等改造資金の融資金につきまして借入者とその連帯保証人が債務を履行しなかった場合、金融機関が受けた損失を武雄市が補償することとしているために債務負担をお願いするものでございます。

1ページ、第3条、及び5ページの第3表 地方債は、戸別浄化槽事業に対する浄化槽整備事業債について、起債の目的と必要な事項を定めております。

それでは、予算の内容について(3)ページから御説明いたします。

歳入の1款1項1目、浄化槽使用料は、市が設置や寄附により管理する浄化槽の使用料を計上しております。

2款1項1目. 分担金は、本年度設置を見込んでおります120基分を計上しております。

(4)ページ、3款1項1目. 浄化槽整備事業国庫補助金は、本年度の補助対象事業費に対する補助金でございます。

(5)ページ、6款1項1目. 浄化槽整備事業債は、補助対象事業と起債対象単独事業費に対する下水道事業債でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

1款1項2目. 維持管理費の11節. 需用費は、ブロー等の修繕料や脱臭剤等の医薬材料費

でございます。

12節. 役務費の手数料は、浄化槽法に基づく法定検査手数料でございます。

13節. 委託料は、浄化槽の保守点検業務委託費でございます。

続きまして、1款1項3目. 事業費の13節. 委託料は、浄化槽設置のための測量業務委託費で、15節. 工事請負費は、予定しています合併浄化槽120基分の工事費でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第31号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第8 第32号議案

日程第8. 第32号議案 平成21年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

第32号議案 平成21年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

市民の長年の夢でありました鉄道高架事業が平成21年度をもって完成する運びとなりました。鉄道高架完成を控え武雄北部土地区画整理事業は、旧線路を利用した松原地区の仮換地に基づき、今後、建物移転及び道路整備が本格化することになります。それらに必要な予算を計上させていただいております。

予算書1ページ、第1条、及び2ページ、3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,369万6,000円と定めるものでございます。

第2条、及び4ページの第2表 地方債は、武雄北部土地区画整理事業に充当する合併特例債について、起債の目的等、必要事項を定めるものでございます。

それでは、予算の内容について、説明書(3)ページから御説明いたします。

歳入の1款1項1目. 土地区画整理費国庫補助金は、補助対象事業費に対する補助金及び交付金でございます。

2款1項1目. 土地区画整理費県補助金は、補助対象事業に対する県補助金でございます。

5款1項1目. 雑入は、駐車場収入と鉄道・運輸機構からの負担金を計上しております。

6款1項1目. 土地区画整理事業債は、合併特例債でございます。補助金及びソフト事業対象額を除いた額の95%を計上しております。

次に、歳出について主なものを説明いたします。

1 款 1 項 1 目、武雄北部土地区画整理事業費、13 節、委託料は、換地処分に向けた確定測量業務、駅前道路等の設計業務、補償契約に向けた営業調査のほか、観光 PR の広域的情報提供業務と最終年度となるまちづくり交付金の事後評価等の委託料を計上しております。

15 節、工事請負費は、高架完成に伴いまして、駅前道路の甘久武雄線や永松川良線の道路改良工事等を計上し、まちづくり交付金では市道竹下蓬萊線ほか 2 路線の舗装工事、高架下駐輪場、サイン表示板等の整備を計画しています。

19 節、負担金補助及び交付金は、街路樹足元への花植え等の景観形成支援、三湯物語、まちなか体験等の観光客誘致のための補助金でございます。

22 節、補償補てん及び賠償金は、主に松原地区の建物移転料、営業休止等に要する補償費を計上しております。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第 32 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 9 第 33 号議案

日程第 9、第 33 号議案 平成 21 年度武雄市競輪事業特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

第 33 号議案 平成 21 年度武雄市競輪事業特別会計予算について説明をいたします。

平成 21 年度武雄競輪は、12 月に開催予定の開設 59 周年記念競輪を含みます 19 節 58 日間で開催の予定でございます。

それでは、予算書の 1 ページをお願いします。

まず、歳入歳出の予算総額でございますが、歳入歳出それぞれ 142 億 4,066 万 1,000 円といたしております。

次に、一時借入金でございますが、記念競輪開催時に全国の競輪場に場外発売をお願いする予定でございますが、その準備資金として 100 億円を限度とした一時借入金の設定をお願いしております。

それでは、歳入歳出の主なものについて説明したいと思います。

予算説明書の (3) ページをお願いします。

歳入の 1 款 1 項 2 目の車券発売金では、記念競輪で 85 億円、S 級シリーズを含む通常開催で 48 億 8,000 万円、総額 133 億 8,000 万円を見込んでおります。

次に、2 款の繰入金でございますが、競輪事業基金からの繰入金 1 億円を計上してござい

す。

(4)ページの4款1項4目の雑入では、特別競輪等臨時場外車券売場賃貸料及び日本自転車振興会交付金還付金等で総額7億5,010万2,000円を計上しております。

次に、(5)ページの歳出でございます。

1款の競輪事務費では、15節の工事請負費では無停電装置、監視カメラ、宿舍ボイラー等の場内施設整備改修工事で1,500万円をお願いしております。

次に、(6)ページから(9)ページの2項、競輪開催費につきましては、開催に伴います選手賞金、発売システムの保守委託料、日本自転車競技会委託料、サテライト運営管理業務委託料等各種委託料、19節の日本自転車振興会交付金など各種負担金、分担金等の競輪開催に要する経費を計上しております。

また、(10)ページ、2款では、公営競技納付金を計上しております。これにつきましては、本年度から前年度の実績により納付するものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第33号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

(7)ページの使用料及び賃借料との関係でお聞きしたいんですけれども、これ土地は入っているんですかね、借地料が入っているのか。

2月16日に競輪課が武雄区を含む地権者に集まっていたいて、従来は3年越しに契約見直しという借地契約というのがありましたですね。そのときの競輪課の説明では、必要な場合はこの限りでないという項目を1項目加えたというのはこれまで聞いたこともありませんし、新年度からそういう契約が生きていくんですかね。

それは何ですか、市長もにこにこにこして指図していますけれども、だれが答弁するんですか。そのときに出席したのは競輪課と、競輪課が終わったら今度は企業立地課があいさつしたという経過がありますけれども、これ借地料との関係では本場利用が少なくなってきましたよね、場外がふえてきているというのはよく見られるわけですから、そこら辺は、必要な場合はこの限りでないという項目を入れたというのは、借地権者との間でどういう状況が生まれてくるんですか。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

お尋ねの(7)ページの使用料、賃借料の1,300万円の競輪場等施設借上料でございますが、これについては競輪場の駐車場としてお借りをしています民間からの借上料でございます。

先ほどの契約の中身につきましては、今から契約の協議をするわけですが、ちょうどこと

しの3月が3年目ということで、次の3年間についてもお願いしたいということで今地権者と協議をしております。中身については今から詰めていくということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

いや、3年越しの見直しというのは聞いていますよ。だから、従来どおり3年越しの見直しであれば着手はどうかという、その件に関しては話はできるでしょう。利用状況はこうだとかね。しかし、そこに必要な場合はこの限りでない——言葉は正確かどうかわかりませんが、それ1項目入れたというのはどういうことなんですかと。そして、競輪課が説明を終わった後に企業立地課が3人来てあいさつをしたと。主催は競輪課ですよ。従来なかった、必要な場合はこの限りでないというのは、何を想定してのことですか。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

その項目につきましては、2月16日に競輪課のほうで、さっき言いましたように3年間の契約の期間が切れるということで、次の契約についてお願いをしたと。その後、企業立地課のほうが出向いて、池友会のほうの意向もございまして、今地権者のほうにそういう説明をしているということで、地権者についても一応その旨は了解いただいて、その内容について条項の中に入れるということについては了解をいただいております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そうすると、企業立地課が行って池友会の意向だというふうに今答弁聞こえましたけれども、必要な場合はこの限りでないというのは、いわば池友会があな地域に病院を建てるということを想定した上で、今後、必要な場合はこの限りでないという文言をわざわざ入れたわけですね。いわば競輪課が主催して、企業立地課も出向いて、その項目、必要な場合はこの限りでないという項目を入れる必要性というのは、池友会がそこに進出したいという意向をそこに反映させたいと、そういうふうにちゃんとさえいいじゃないですか、市長がうなずいているんだから。

そういうことで、地権者が了解したというのは、項目を入れることについての了解であって、全体に対する了解ではないというふうに聞いています。その当時、2月16日に出席したのは17名ですよ。その後、今度は絞り込んで第5、第4となってきたわけですからね。3月5日には第5、第4という人たちの地権者を集めての説明会と。競輪課が言った今後必要な場合というのはそういうことですね、もう一回答弁してくださいよ。はっきりと池友会

の意向というのは、あの一帯に病院を建てたいという池友会の意向、そのお手伝いを企業立地課がしているという、関係あるでしょう。その関係をきちっとしておかないと、何で今後3年間、借地契約の中にわざわざ入れなきゃいかんやったのかというのは、きちんと説明になりませんよ。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

これにつきましては、昨年の市長選挙を経まして、合意が得られたということで、池友会が最初から言っていますように、新しい場所に新しい病院を建てるということでございますので、用地につきましては庁内の中で、用地のあっせんについては企業立地課が今までもやっておりますので企業立地課が担当するというので、先ほどの内容については病院予定地がもし地権者、あるいは周辺の住民の同意が得られれば、そこでお願いしたいということで、地権者のほうにもその旨話をして、そういうことになっているということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第10 第34号議案

日程第10. 第34号議案 平成21年度武雄市給湯事業特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

第34号議案 平成21年度武雄市給湯事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の総額を、それぞれ2,000万3,000円と定めております。

予算に関する説明書の(3)ページをお願いします。

まず、歳入の1款. 事業収入、給湯使用料を、給湯の使用湯量を年間7万トンと見込み、2,000万円の計上をしております。

次に、歳出でございます。(4)ページでございます。

事業費では、給湯施設等に係る光熱水費、修繕費、温泉水の水質検査、給湯タンクの清掃費、給湯施設管理業務委託料のほか、25節. 積立金では給湯施設の老朽化等に対処するため事業基金積立金を400万円、28節の繰出金では一般会計への繰出金を計上しております。

2款. 予備費では182万円を計上しております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第34号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第11 第35号議案

日程第11. 第35号議案 平成21年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤営業部理事

○伊藤営業部理事〔登壇〕

第35号議案 平成21年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

北方町宮裾地区に計画しております工業団地整備事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため新たに設置をお願いしているもので、新年度は設計業務委託料、用地購入費などの予算を計上させていただいております。

予算書の1ページ、第1条、及び第1表の2ページ、3ページは、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,030万円と定めるものでございます。

第2条、及び4ページの第2表の地方債は、宮裾地区の工業団地整備事業に対する地域開発事業債について、その目的、限度額等を定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして予算説明書で御説明をいたします。

予算説明書の(3)ページでございますけれども、歳入の1款1項1目につきましては、一般会計からの繰入金を計上しております。

2款1項1目の工業団地整備事業債は、縁故債を予定しているところでございます。

次に、(4)ページの歳出の主なものについて御説明をいたします。

1款1項1目13節、委託料は、実施設計業務及び用地測量調査業務を計画しております。

17節につきましては公有財産購入費でございますけれども、工業団地整備に係る開発及び保全地帯を含めた用地購入費でございます。

22節の補償補てん及び賠償金につきましては、用地購入に絡みます立木補償でございます。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第35号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第12 第36号議案

日程第12. 第36号議案 平成21年度武雄市交通災害共済特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第36号議案 平成21年度武雄市交通災害共済特別会計予算について補足説明を申し上げます。

平成21年度武雄市交通災害共済特別会計予算の1ページでございますが、第1条で、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ103万6,000円と定めております。

歳入としまして、基金繰入金50万円、繰越金53万5,000円と、雑入といたしまして基金利子1,000円を見込んでおります。

歳出としまして、事業費を共済見舞金等で103万5,000円で、予備費として1,000円を計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第36号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第13 第37号議案

日程第13. 第37号議案 平成21年度武雄市病院事業会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

第37号議案 平成21年度武雄市病院事業会計予算について補足説明を申し上げます。

この予算は、市民病院を平成22年2月1日に民間へ移譲することを前提として、4月から1月までの10カ月予算として編成し、市民病院の財産のうち土地建物及び構築物を譲渡することといたしております。譲渡価格は鑑定評価に基づいて3億9,325万円といたしており、簿価からこれに係る資本剰余金である国県補助金及び受贈財産評価額を差し引いた額との差損2億6,927万2,000円を特別損失として予算に計上いたしております。

財産のうち器械備品につきましては、移譲先の意向を確認するなどの時間が必要であることから当初予算への計上を見送っております。

また、企業債の未償還元金につきましては、繰り上げ償還を行う必要が生じることとなりますが、その財源となる借換債等のめどがつき次第、補正予算を編成することにいたしております。

職員の退職手当金につきましても、同様に補正予算で対応したいと考えております。

21年度の収益的収支につきましては、先ほど申し上げました特別損失を除き、収支はほぼ均衡することといたしております。このような状況を踏まえますと、病院事業の清算に必要

な金額は約12億円と見込んでおります。

なお、譲渡価格が未定となっている器械備品の処分や22年2月以降の未収金の回収によって、清算金につきましては、さきに申し上げた金額より縮小するものと考えておるところであります。

それでは、予算書に従って御説明いたします。

1 ページをごらんください。

第2条 業務の予定量では、1日平均患者数の入院を125人、1月末までの10カ月間の年間患者数を3万8,250人と1日平均外来患者数を150人、1月末までの10カ月間の年間患者数を3万人とそれぞれ見込んでおります。

第3条 収益的収支では、収入を18億7,326万3,000円と支出を先ほど申し上げました特別損失を含め21億3,727万3,000円といたしております。

なお、国の国立病院に関する財政措置要綱が改正され、不採算地区病院の運営費等に係る財政措置が充実されることとなっていますが、増加額が確定していないことから当初予算への計上は見送っております。

第4条 資本的収支では、収入を4億4,794万円とし、このうち3億9,325万円につきましては固定資産売却代金であります。

支出につきましては、企業債の償還金8,087万8,000円、一般会計からの長期借入金償還金4,360万円など、1億4,304万円といたしております。

次に、第5条 一時借入金ですが、借り入れ限度額を3億円といたしております。

第6条 議会の議決を経なければ流用できない経費、第7条 他会計からの補助金、及び第8条 たな卸資産の購入限度額につきましては、3ページから4ページに記載のとおりでございます。

第9条は、市民病院の資産の処分についてでございます。

まず、土地についてであります。病院の南側でございます官舎用地を除く3万811.95平方メートルを処分するものです。建物につきましては、8,153.76平方メートルを処分し、付随する構築物につきましてはその一式を処分するものでございます。

以上、21年度予算の概要について申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第37号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第14. 第38号議案 平成21年度武雄市水道事業会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。宮下水道部長

○宮下水道部長〔登壇〕

第38号議案 平成21年度武雄市水道事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

それでは、予算書1ページをお開きください。

第2条は業務の予定量でございます。給水戸数、年間総給水量、1日平均給水量とも、前年度と比較し若干の伸びを見込んでおります。

第3条の収益的収支では、収入で13億5,892万3,000円、支出で13億6,175万4,000円を見込み、283万1,000円の赤字となる見込みであります。

第4条に資本的収支、第5条に議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条に他会計からの補助金、第7条にたな卸資産の購入限度額について定めております。

それでは、23ページからの予算説明書により主なものを説明させていただきます。

収入の第1款の1項. 営業収益のうち、給水収益については11億3,444万7,000円、前年度と比較しまして1.2%ほどの増加を見込んでおります。

24ページの営業外収益の3目. 国庫補助金では、水道事業の統合を機に旧武雄市、山内町、北方町の全地区の管網システムを整備するための補助金として3,328万5,000円を計上いたしております。

26ページの2目. 配水及び給水費の13節. 委託料では、先ほど申しあげました管網システムの整備委託料や開・閉栓業務委託料、漏水調査委託料などを、それから25節. 工事請負費では、鉛管対策工事費などを計上いたしております。

30ページからは資本的収支でございますが、1款. 資本的収入、2項. 工事分担金では、給水条例の一部改正の際に御説明しました配水管布設工事に伴う分担金として159万9,000円を計上いたしております。

次に、資本的支出では、1項. 建設改良費として老朽化した配水管の布設がえや、先ほどの分担金を伴う配水管布設工事などを含めました工事費6,569万2,000円を計上いたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第38号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第15 第39号議案

日程第15. 第39号議案 平成21年度武雄市工業用水道事業会計予算を議題といたします。
提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。宮下水道部長

○宮下水道部長〔登壇〕

第39号議案 平成21年度武雄市工業用水道事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

予算書の1ページより説明させていただきます。

まず、第2条の業務の予定量でございますが、給水事業所数は3事業所で年間総給水量、1日平均給水量については前年度と同量を見込んでおります。

第3条の収益的収支では、収入で6,441万8,000円、支出では5,158万5,000円を計上しております。

2ページの第4条 資本的支出では、企業債償還金3,539万4,000円を見込んでおりまして、不足する額については過年度分損益勘定留保資金を充てることにいたしております。

第5条の他会計からの補助金でございますが、昨年と同様の5,700万円を計上いたしております。

17ページからの予算説明書により主なものについて説明させていただきます。

収入の第1款1項1目の給水収益では、前年度と同額の741万5,000円を見込み、2項 営業外収益では、一般会計からの補助金5,700万円をお願いしております。

18ページからの収益的収支でございますが、21年度に予定のない受託工事費を除き、ほぼ前年度と同額を計上いたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第39号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第16 第40号議案

日程第16. 第40号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

第40号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

議案書（その2）の1ページでございます。

この議案につきましては、児童福祉法の一部を改正する法律、平成20年第85号が平成20年12月3日に公布され、平成21年4月1日に施行されることに伴うものであり、今回の改正では里親制度が見直され、困難な状況にある子どもや家庭に対する支援強化のために、小規模住居型児童養育事業が創設されることに伴う改正でございます。対象となる扶養義務者のいない児童については、国民健康保険の被保険者の適用除外とするものであります。

改正の内容を申し上げますと、第4条第1号中に小規模住居型児童養育事業を行う者を加えるものであります。

施行につきましては、平成21年4月1日からといたしております。

以上で第40号議案についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第40号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第17 第42号議案

日程第17. 第42号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者からの提案説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第42号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第1回）について説明を申し上げます。補正予算書1ページをごらんください。

今回の補正では、歳入歳出の総額に9,200万8,000円を追加し、補正後の総額を186億5,352万4,000円とするものでございます。

予算説明書の(4)ページをごらんください。

今回の補正は、国の緊急雇用対策を受け行うもので、5款. 労働費、1項. 労働諸費に、新たに2目として雇用対策費を設けることにしております。

事業の内容としては、緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別交付金事業の2つの事業に取り組むことにしております。

緊急雇用創出事業は、2節の給料から11節の需用費までに計上している経費に該当するもので、市が直接雇用するもので、60日以内の短期の雇用を創出するための事業でございます。ふるさと雇用再生特別交付金事業としては、1年以上3年以内の雇用を創出する事業で、13節の委託料に掲げる事業をお願いしております。これによる新規雇用者数は、緊急雇用創出事業で21人、ふるさと雇用再生特別交付金事業で31人の計52人と見込んでおります。これら

に要する財源は、いずれも県補助金で対応することにしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第42号議案に対する質疑を開始いたします。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

いのししパトロール事業がありますけれども、全労働者が12名のうち新規が8名ということですが、これまで4名の方がこういう事業をされておったわけでしょうか。

それとあわせてもう1点、この中身についてどのような具体的なことでされるのか、お示し願いたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

この事業につきましては、ふるさと雇用再生特別交付金事業で対応することにしておりまして、最近の農作物の被害等を見ておりまして21年度に計画をしております。これについては猟友会との連携を図りながらやっていきたいということで、班編成をしましてパトロール隊員を2名と、それから猟友会のほうから指導を受けるということで、地区ごとに武雄市内を分けまして、特に業務の内容でございますけれども、電気さくとか、あるいはワイヤメッシュ、そこら辺の箇所の調査とか、あるいは市民から通報があった場合にそれに対応をするとか、それからイノシシが出没する、そこら辺を重点的に地図に落としながら市民への連絡等を行うというふうな内容でございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

いわゆる雇用創出ということで、新規の方を8名雇用されるわけですが、これ期間はいつまでですか、半年ですか。ですから、猟友会と連携をしてということですが、具体的にどういう形で、この雇用される全労働者12名が猟友会員なのか、それとも猟友会員でない人なのか、その辺の具体的な説明をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

まず、期間について言えば、一応12カ月を今考えています。状況を見ながら、この事業については3年間ございますので、次年度についてはその時点で検討したいと考えております。

それから、パトロール員の採用の8名でございますが、これについては猟友会の方から指導を受けますので、必ずしも猟友会じゃなくてもいいというふうに考えています。どっちに

しても委託業務をして、その中で協議をして決定したいというふうに考えます。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第18 請願第1号

日程第18. 請願第1号 『JR不採用問題の早期解決を求める意見書』の提出を求める請願についてを議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

『JR不採用問題の早期解決を求める意見書』の提出を求める請願について趣旨説明をさせていただきます。

国鉄が分割・民営化されてから22年、1987年4月に民営化され現在にきていますけれども、今なお、22年を過ぎても当時のJRへの採用、不採用問題の件が未解決となっている状況があります。

お手元の資料にも経過を記載しておりますけれども、当時の労働委員会の中での不当労働行為の認定や、その後の地方における裁判所での判決等も出ておりますけれども、そういう状況の中で大変長期化をいたしております。

全国でも1,000名以上の中で五十数名の仲間が亡くなり、当佐賀県内でも95名が不採用になり、そのうち5名以上が亡くなりました。今なお、武雄市内でも4名の者がこのJR問題にかかわってきております。

お手元の資料の真ん中付近にも書いてはありますが、そういう状況の中で、国や地方における問題以外にも、ILOでもこの問題が大変大きな問題であり、早期の解決と、あわせて昨年、冬柴前国土交通大臣からも、いわゆる別紙によります中身での解決面の努力に対する方向として、私なりに誠心誠意を持って努力するという方向性も出されました。

いずれにしても、この問題、大変長引いておりますし、人道上の見地からも早期の一定の解決を求めております。

請願者であります下平寅義さん、現在、山内町の鳥海にお住まいでございますが、この方は22年前、当時27歳のときに筑豊の直方の、福岡県直方市の気動車区で車両の検査等をする中でJR不採用となり、いろいろな家庭状況、経済状況を踏まえて今の地にお帰りになり農業を営んでいらっしゃいます。そういう中で彼自身、これまでのいろんな取り組みの中での世話いただいたお礼として、さらには子どもたちの食育や子育ての一環として、環境問題として無農薬、有機栽培に取り組み、将来的な子育ての方向性をも取り組みをいたされ、PTA等の役員をする中で、本当の意味でのお世話になった方にお礼をしたいという気持ちも出されてはいますが、その一方で、やっぱりこの問題は自分として子どもたちにもきちんと説

明をしていきたいというためにも早期の解決を求められています。

団員として全国的にも14万、15万の生活の中で、いずれにしてもこの問題を人道的見地から早期に解決すべきじゃないかという世論の動向も出ておりますので、そういう趣旨を踏まえまして、お手元に記載しております中身によりまして、ぜひこの請願の意図あるところをお酌みいただきまして、採決いただきますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

紹介議員に対する質疑を開始いたします。27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

この内容について、3点ほど紹介者に質問したいと思います。

まず1点目は、政治的解決を求めるということであります。そういう中で、すべての関係者によって話し合いを進めたいという、すべての関係者というのは具体的にどういう方々と言って——方々と言うとおかしいんですが、機関含めましてどういうことを考えていらっしゃるのかというのが1つ。

それから、話し合いを求めるということ、話し合いをするためには何か合意をするための話し合いであります、その合意の中身というのはどういうことを考えられているのかということですね。

例えば、この資料にもありますけれども、不当労働行為であるということであれば、端的に言うと、JRに職員として雇用をしてくれという、その雇用を求めるものなのか、あるいは雇用の問題は別に置いて、二十数年たっておりますので、23年目ですかね、問題は不当労働行為によって生じた経済的な損失ですね、そういうものを具体的に求めるものなのか、あるいはもっと別なことを言うと、不当労働行為ということは労働基準法に違反をしておりますので、そういう面で行くと刑事罰の対象になる、その刑事罰を求めるものなのか、その合意の中身というのは具体的にどういうものを求められているのかというのが1つ。

3点目に、ちょっとこれは大変厳しい言い方になるかと思いますが、23年を経過しまして、いわゆる実質的には解雇をされたということになって、23年間、解雇された方を含め、家族を含め、大変厳しい状況だと。もう既にそういうことでは、もう決着をしてほしいという、そういう声もあるのではないかというふうに思うんですよ。そういうことで考えると、いわゆる闘いの目的とは別な形で現実的に決着をすべきではないかという声もあるということについて、それはどういうふうに受けとめられる、考えられているのか。

最後でありますけれども、問題は話し合いの結果として決着を見ると、政治的な解決をするということ合意をされたとする。しかしながら、部分的には、その合意について私は認めないという方も当然出てくるだろうというふうに思うんですけれども、その場合はそういう形で、さらに合意について認めないという形でさらに闘いを続けられるという、そ

ういうことも考えられると思いますが、その点についてはどのように考えられていますか。

おおよそ3点について見解を求めたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

まず1つ目の、すべての関係者というのでありましたけれども、これは、この取り組みにつきまして各種団体が実はございます。1つは、国鉄の労働組合のメンバー、2つ目には、全動労の組合員の方々、3つ目には、こういう運動をしている中でちょっと分裂といいますか、別の運動をやりたいということで一部争議団の方、さらには横浜の人材活用センターというのがありますけれども、横浜人活センターと言いますが、ここら付近の団体の争議、こういう方々の団体と、一方では旧清算事業団である鉄道建設・運輸機構とあわせて、直接じゃないけれども間接的にJR各社、こういう方々をすべての関係者というふうに理解いたします。

2つ目に、話し合いの関係、不当労働行為関係、解決の目的とありますけれども、先ほど言いました3つ目、こういう状況の中で裁判にもいろんな内容が出ています。ここに書いてありますけれども、左側の真ん中付近に、最高裁が2003年に不当労働行為の責任はJR各社には及ばない。もし不当労働行為があるとすれば国鉄清算事業団ということを書いていますけれども、そういう中身を踏まえて、それ以降、2005年にまた東京地裁等でもそういう問題の判決がなされています。そういう判決でもいろんな見方が裁判官にありまして、結果的には今また高裁でも議論がなされています。

そういう場で、いずれにしても話し合いの場で早期に解決をしてほしいというのがこの場であり、不当労働行為につきましては、認定もされている部分もあったんですけども、さっき言いました不当労働行為があったとすれば、それはJRに及ぶものではないという状況も出されていますけれども、この問題でずっとやっていけばますます長引くということで、最後にありました闘いの目的です。

その決着をどうするかということですが、今この時点で中央、さらには国際的な状況の中で、今この問題についていろんな状況があるけれども、一定決着を整理していったほうがいいという判断に向かひまして、このすべての方々の話し合いということで、いろんな団体もありますけれども、そういう意味では、解決には一定の方向性、お互いこの団体の方々、統一した方向で整理をしようということで今話し合いがなされています。

解決の話し合いの関係ですが、大きく3点。1つには雇用の関係、2つ目には年金の関係、3つ目には解決金、大まかこの3つが実は今整理の話し合いをされています。雇用関係、いわゆる現在40代後半か50代の方、この方々には直接JRに採用できないなら、その関連とか、その事業あたりにどうか雇用ができないかという話し合い、2つ目には年金の関

係、もう60を過ぎた方々ありますけれども、この間の年金の扱いも含めて少し中身を整理していきたいと。3つ目に解決権、途中ありましたけれども、一定程度の裁判所の話も出ていますけれども、この間の一定生活の中で、解決するための話し合いの場としての金銭的な決着もすべきじゃないかということも一部出まして、過日は500万円という判断もなされましたが、これについても今種々論議されています。

いずれにしても、こういう状況の中で、最終的には大変23年という長きにおける中で一定不満があっても、この中で收拾をさせていただくような方向性が各団体から取り組まれているのが状況です。

以上です。

〔27番「わかりました」〕

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

25年の闘いですかね。結局、何か起こすときに、すべてが救済されるかということそうじゃないという部分があるんですね。やっぱり今一番私が答弁を聞きながら思ったのがですね、急遽思ったんですけれども、例えば、武雄市民病院問題ですね。市民病院の職員さんたちは後どうなっていくかなという考えも今したんですよね。そうした場合は、やっぱり今の市民病院の問題で100%拾ってくれるのが、公立で拾ってくれるのが一番いいと思うんですよ。しかし、世の中の諸事情、いろんなことがあって、流れがあって、ワンランク落ちるかどうかわかりませんが、そして雇用を守ることがあると思うんですね。思うんですよ、私の考えですから。

だから、国鉄にいたしましても、このままではだめだということでJRをつくって、そこにぜひ、何というんですか、差別的な雇用もあったかしれませんが、私はそのとき枠はあったと思うんですよね。いや、そうじゃないんだと、国鉄でやっつけという、つまり路線間違いじゃなかったのかということの思うんですけれども、今特に武雄市民病院問題を抱えまして、私は3月31日に執行部に言ったのは、病院職員さんたちの安定的な雇用確保、これは阪南市立病院みたいに反対、反対じゃできないということで、全員雇用というために民間を打ち出すべきだと言ったんですよね。JRもそういう状態だったと思うんです、今考えれば。だから、路線間違いじゃなかったかと思えますけれども、簡単で結構ですけれども、答弁を求めます。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

資料に理由というのを添付しています。その3行目、4行目、5行目に当時の雇用問題、

中曾根総理大臣、橋本運輸大臣の答弁の中、国会附帯決議の中で、採用問題については差別をしないとか、混乱をさせないということ、あわせて、当時の電電公社から現在のNTTに移行する場合、専売公社からJTたばこに移行する場合、この場合には全職員、社員として全員採用されています。そういう状況の中でも、国鉄問題でもそういう場合に希望者は全員雇用をしていただく、そういう状況がつけられたという中で、実は運動をされたのが経緯です。

今おっしゃいましたように、路線問題等ありましょう。その場合に国会の附帯決議とか、その中身の議論の中で、そういうことはいけないということで、実は差別があったということで地方の労働委員会でも訴え、各県の労働委員会では不当労働行為を認定されました。そういう経緯もあります。そういう中で、さっき申しました路線の違い、路線の対応もありますけれども、当時の国策、国の政策として、国会の審議の過程の中でもこういう答弁、方向性が出されています。

最後ですけれども、実は先ほど、2年ほど前、当時の内閣総理大臣中曾根さんは、テレビ局の放送の中で、国鉄の分割・民営化問題は、当時の社会情勢、労働運動、革新政党の動きをできたら分散させて、運動の弱体化をねらいたいということが目的だったということが公然と発言されました。20年たったらそういうことを言われるということが大変心外なんです。これは公共の電波で発言された状況もあります。そういうふうな当時の時代背景があったことも、あわせて提起をいたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

路線の違いを国がやったんですか。路線の違いは皆さんたちでしょう。動労、鉄労、国労、みんな違うじゃないですか、仲は悪かったしですね。私が言いたいのは、結局は地労委、中労委、仕方なく裁判闘争をやった、最高裁まで行かれたんですよ。一定の判断を受けられたんでしょう。それより上は日本はないとですよ。後はそのことを委員会で審議してください。

以上、終わります。

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

請願の趣旨をもう一度私なりに整理して考えているんですけども、ただいま黒岩議員のほうからも質問をされました。紹介者として発言をされました。それは政治的な問題であって、ここに出されているのは、私は政治的な問題含めてしてあるのは、最高裁含めて、もう

一定の結論が出ているわけですね。問題は、私はここで受けとめたのは労働問題、雇用問題についてどのように整理をするのかということを経済的にここで求めているというふうを受け取ったから、さっき聞いたわけですよ。ですから、政治的な評価は人それぞれでしょう、紹介者も思うことがある。ただ、問題として、ここにかかわるJRの問題含めては、労働の問題の次元で整理をしてくださいというふうに請願者はしているというふうに理解をしているんですが、それは私の間違いなんでしょうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

理由書の一番末尾のほうにも書いていますけれども、下から7行目に、この不採用問題は未解決のまま、23年目に入りました。組合員・家族の経済的・精神的苦痛は極限に達しています。人道的立場からもまさに憂慮すべき事態ですので、ぜひそういう意味では、労使関係もありますけれども、人道的見地の立場で、ぜひ一定の方向性の解決をしていただきたいというのが趣意書でございます。

以上です。

〔27番「わかりました」〕

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の……

〔19番「議長、議事進行」〕

19番山口議員

○19番（山口昌宏君）

議長に特にお願いですけれども、この間の一般質問等々からいろいろお話がありまして、途中でトイレに行くとかなんとかいう話があっております。

議員の中にも病気をした者もおるし、特に私が議長に取り計らいをお願いしたいのは、きょう10時から開会しましてずっと12時まで、ちょうど今やっておりますけれども、こういう中でトイレに――議員は最悪出られるんですけれども、執行部の方たちのことを考えれば、余りにもちょっと酷じゃないかと思うわけですね。その中で議長として、今後の議会の運営のあり方として取り計らいをお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

はい、わかりました。この件については、議会運営委員会でもちょっと協議をしていただいております。また、先ほどの議事進行の言葉、受けとめて対応させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

以上で本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさ
までした。

散 会 11時56分